

国際的な資質を育成する小中一貫型社会科学習

—リーガルリテラシーの視点から—

柳生 大輔 伊藤 公一 棚橋 健治 木村 博一

1. はじめに

現代社会は、国際化・高度情報化が急激に進み利害関係が複雑に絡み合い、問題解決が単純ではない社会である。今自分が既成している知識の理解だけでは、目の前の社会事象や今後起こるであろう社会事象を捉えることは難しくなってくる。そのような中で、社会科は、社会の変化に適応し、平和的な社会を築くことができる人材を育成していかなければならない。国際化や情報化が進展する現代社会においては、自己の思考をより科学的なものへと再構成し、自分なりに知識を構造化していく習慣や能力を身につけていく必要がある。また、思考力や適切な判断力を持ち、他者・多国との価値観の違いを認め、お互いの関係を平和的に形成する資質も必要になる。21世紀を担う国際的な資質を有する子どもの育成を射程に入れて研究を行っていく。

2. 研究の目的・方法

(1) 法教育の目的

私たちの日常生活における行動の大部分が、何らかの「法」に基づいて行われている。そのような中で、そもそも「法」がなぜ必要なのか、より良い「法」を作るにはどうすればよいのか、などを根本原理から理解し、それに基づいて主体的に正しく行動できるようになるための教育を行うことは、児童・生徒にとって非常に有意義なことである¹⁾。法教育において重要なことは、単なる法的知識の習得ではなく、その背後にある法的価値観・感覚の修得にある。ただし、そのような価値観、感覚といったものはすぐに身につくものではない。だから、遅くとも小学

校段階から、法教育を提供していくことが望まれる²⁾。日本において民主主義が健全に機能する社会を実現していくためにも、国民一人ひとりが身のまわりの問題を自律的に解決する能力を身につける必要があるが、そのためにも、法教育は非常に重要な役割を果たす。法教育の目的は、「法の基礎にある考え方を理解させ、社会に生起する多様で具体的な問題を主体的に公正かつ妥当に解決していくための知識、技能、意欲を持った理想的市民の育成」であると言える³⁾。

(2) 研究の特色

本研究を実践することで、他者の異なる意見に耳を傾け、具体的な根拠を挙げて議論できるようになり、同時に自由や平等、公正さといった基本的価値に留意しつつ、関連する法制度や具体的な問題を理解・評価できるようになると考える。具体的には、消費者教育の領域において「消費者主権と法」に関連する問題は多岐にわたる。しかしながら、義務教育の段階において、消費者の権利を扱う実践はあっても、法教育の一環として「消費者の権利を具体的な法律を通して考える」実践は、まだまだ少ないのが現状である⁴⁾。よって、本稿で取り上げる、小学校における消費者の食の安全や安心を守るための表示の基準となる法や認証基準について理解する授業、また中学校における製造物責任法の観点から具体的事案(民事裁判)を取り上げ、事実に基づきながら、公正に判断し、企業の社会的責任と消費者主権を関連づけた授業は、それぞれリーガルリテラシーの育成、なおかつ法教育の連続性・累積性の視点から単元開発し、

実践したものである。

(3) 研究の方法

消費者の権利を知識として知るだけでは、身近な社会的課題を公正妥当に解決する能力の向上に資するとは言えない。法教育の目的が、自分の実生活の中での課題を解決するための知識と技能を身につけることでもあるので、できるだけ学習者の実生活に密着した具体的な場面を設定し、子どもの発達段階に応じた教育を行わなければならない⁵⁾。そして、その場面で各自が原理原則に照らしてどう考え、どう判断するのかという思考過程並びに、判断するに至った理由に焦点をあてながら、小集団学習と教師・生徒間の双方向型学習を組み合わせながら授業を展開するものとする。

3. 実践事例 1

(1) 単元名

「わたしたち消費者を守る法やきまり」
(第6学年)

(2) 単元について

平成20年版小学校学習指導要領社会編における法教育の記述は、「2 内容(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。」というものである。ここでは、日本国憲法に基づきわたしたちが生活していることについて学ぶことが求められている。また、具体的な教育内容として日本国憲法や司法参加、租税の役割等についての学習が教科書には掲載されている。このような小学校学習指導要領の記述からも読み取れるように、小学校段階において経済活動と法を関連させた実践は少なく、系統的に中学校社会科への接続を図るために小学校段階から系統的に市民としてリーガルリテラシー(法に関わるための基礎的な能力・資質)を育てる小中一貫型社会科学学習カリキュラムの開発を行う。そこで、小学校段階での消費者教育の一つとして、子どもたちが消費者として商品を購入することが、法に関わっているということに気付かせるために、「JAS規格制度」や「フェアトレード」の

商品を取り上げる。まず、「JAS規格制度」の商品として、消費者が望む安心や安全などの付加価値を保証するものとして、商品に表示されているJASマークや有機JASマークなどがあり、そのマークがついているものは、「農林物資の規格化等に関する法律」によって細かく規格が決められている。この法律は、現在「食品表示法」(食品衛生法・JAS法・健康増進法が統一されたもの)として平成27年に改正されている⁶⁾。このような法に基づいた表示によって、飲食物品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証するものである。次に、「フェアトレード」の商品として、法として基準が決められていないものの、JASマークと同じように、マークをつける際には基準が決められている。国際フェアトレード認証基準は、国際フェアトレードラベル機構によって設定されている⁷⁾。これらの表示によってわたしたち消費者が、一定の品質や特色をもっている買い物で商品を選んだり、事業者間で取引したりする際に、それが付いていることを目印にすることで、選択的な消費活動の参考にすることができ、子どもたちの今後の消費活動につなげていきたい。

(3) 単元の目標及び計画(全4時間)

①単元の目標

食生活を送るうえで大切な食の安心・安全の問題について法や認証基準をもとにした表示(マーク)によって、わたしたち消費者が守られていることについて理解する。

②単元の計画

- 第一次 わたしたちのまわりの食料製品(1)
- 第二次 安心・安全を守るための法や認証基準(3)
 - 第1時 日本の食料自給率の実態
 - 第2時 表示(マーク)による安全・安心
 - 第3時 これからの消費活動

(4) 学習過程(第二次第2時)

①目標

消費者の食の安全や安心を守るための表示(マーク)があることを知り、その基準となる法や認証基準について理解する。

②準備物

- ・資料1「食品表示法について」
- ・資料2「フェアトレード認証基準について」

③学習過程

学習事項	児童の活動	教師の働きかけとねらい	(集団)
1. 学習課題への接近	<p>(1) 価格の高い表示のある(JASマーク等)の食品と、価格の安い表示のない食品提示し、どちらを買うかを判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「338円」オーガニックチョコレートと「73円」のチョコレートを比べる。 	<p>(1) 安心・安全な食料品であることを判断する基準として、包装に表示(マーク)があることを確認し、価格の違いの理由についてもおさえるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品偽装や製品事故等の新聞記事を提示し、安心・安全の信憑性に注目させ、安心・安全の重要性に着目させる。 	<p>(全) 資料を確認することで、本時の学習に興味をもてるようにする。</p>
2. 学習課題の設定	<p>(2) 本時の学習課題を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>わたしたちの食の安全・安心を判断するための表示(マーク)は、どのような基準をもとに決められているのだろう</p> </div>	<p>(2) 消費者として、さまざまな食品を買う際に、包装の表示を見て判断できるのかについて課題意識を持てるようにする。</p>	<p>(全) 問題意識を全体で共有できるようにする。</p>
3. 学習課題の追求	<p>(3) 食品表示について、これまでの学習から、どのようにして表示が決められているのかについて予想する。</p> <p>(4) 資料から、食品表示法(以前のJAS法等)やフェアトレード認証基準について予想と比べながら確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示(マーク)をつけるためには、たくさんの基準がある。 ・さまざまな表示(マーク)によって、わたしたちの食の安全・安心が守られている。 	<p>(3) これまでの学習や再度資料に着目させることで、予想できるようにする。</p> <p>(4) 法や基準などが細かく決められていることで、消費者に対する安心・安全が守られていることに気付くことができるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料を読み取る活動を設定することで、JASマークやフェアトレードのマークが認証されるには様々な厳しい認証基準があることをおさえる。 	<p>(個) → (小) ⇔(全) 個人で考えたことを小集団で共有し全体での話し合いで交流する。話し合いの状況に応じては、随時小集団での話し合いを行う。</p>
4. 本時のまとめ	<p>(5) 本時の学習を通して、食の安全・安心を判断するための表示(マーク)は、どのような基準をもとに決められているのかについて、自分の考えをまとめ、整理して書き、全体で共有する。</p>	<p>(5) 本時の学習を通じた板書に着目させ、集団の中で共有した予想や、資料から読み取ったことを参考にするよう助言する。</p> <p>評 食の安全・安心を判断するための表示(マーク)は、どのような基準をもとに決められているのかについてまとめることができているか。</p>	<p>(個) → (全) 本時に学んだことをまとめさせ、確認する。</p>

(5) 授業の実際

授業後の子どもたちのワークシートの記述には、次のようなものがあった。

- ① 有機栽培では、「3年以上農薬を使わないということ」を守らなければいけないということが分かって、これは消費者である私たちにとっては、とても安心できることなので、これを生かして買い物をする時は、表示（マーク）なども少し気にするようにします。
- ② 人々の安心・安全を保障する管理プログラム（法）のもと、とても厳しい基準をクリアしなければいけないのだということが分かりました。これからの買い物では、JASマークのような表示（マーク）に注目したい。
- ③ 今まで買い物をする時に、表示（マーク）など気にしていなかったけど、農薬を使っていたり、環境を悪くしていたりするものなどを意識して買い物をしていきたいです。また、アレルギーの表示や、JASマークは、いろいろな人の役に立っていて、とても大切だということが分かりました。

児童①・児童②の記述からは、厳しく法や認証基準によってわたしたち消費者が守られているということを理解していることが読み取れる。小学校段階において子どもたちが、消費者という立場から自分たちの生活を振り返るという学習内容が少なく、中学校の学習内容の基礎的内容として、消費生活だけでなくさまざまな場において法がかかわっているということを理解できたのではないかと考える。また児童③は、この学習を通じた知識を活用して今後の社会生活における選択的消費活動を行っていくことについても理解している。これらのことから、わたしたち消費者が法によって守られていること知り、これからの消費活動において表示（マーク）の重要性を意識することにつながっていくのではないかと考える。

3. 実践事例 2

(1) 単元名

消費者として安全で安心できる社会を築くために（第9学年）

(2) 単元について

法教育では法に関する知識、とりわけ憲法や法の基本原理を理解させるとともに、それを活用できる力を養いつつ、国民として自由で公正な社会の運営に参加できるようにしなければならない⁸⁾。特に喫緊の課題として、消費者の権利を守るために必要な消費者法や消費者の権利に関わる知識が、若年層にほとんど系統立てて教えられていない、ということが挙げられる。

そのような現状を改め、社会生活における消費者教育の意義と役割及び消費者問題の具体的被害例や対応策について、消費者の権利と義務、企業の社会的責任と関連付けて考え、また手続的な正義といった基本的な考え方も合わせて、授業を通じて身に付けさせることが必要である。本単元では、消費者問題の事例を取り上げて、読み取った事実をもとに、自ら判断し表現していく法的経験の場を与えていきたい。なぜならば、消費者法を知り、消費者法で考えることによって、正しい消費者主権の基礎を培い、将来自らが労働により賃金を得、消費者になった時、消費者の権利と責任について考えながら仕事と生活の調和を図ることが可能となると考えるからである。

(3) 単元の目標

身近な消費生活を通して、経済活動の意義や生産・流通・消費といった経済のしくみを理解するとともに、消費者問題について具体的事例を考察することにより、消費者の権利や義務について公正に判断し、安全で安心できる社会⁹⁾を築く上で、適切な行動をとることができるようにする。

(4) 授業の実際

授業は、全11時間とする。平成27年12月に、9年生2クラスで実施した。その中の第四次第3時の内容を中心に、授業の概要と生徒の記述を記載する。

- 第一次 生産・流通のしくみ・・・3時間
- 第二次 市場経済のしくみ・・・2時間
- 第三次 消費と貯蓄・・・2時間
- 第四次 消費者の権利と保護・・・4時間
- *第1, 2時で製造物責任法に基づきながら、要件事実とその証明責任並びに具体的な裁判事案（こんにゃく入りゼリー姫路事件）を扱い、後半の第3, 4時ではさらに具体的な裁判事案を扱い、まとめを行った。本稿は第3時の授業に関するものである。

【第四次第3時「消費者の権利と保護」について】

〔学習課題〕

消費者主権について、複数の事案〔こんにゃく入りゼリー姫路事件¹⁰⁾とカプセル玩具誤飲高度後遺障害事件¹¹⁾〕を比較考量し、また、企業の社会的責任にも視点をあてながら、消費者と

して責任ある行動をとることができるようにする。

〔授業の概要〕

- ① 導入として、前時で学習したこんにやく入りゼリー姫路事件の内容を、パワーポイントを利用しながら復習をした。その際、製造物責任法についての説明を行うとともに、この法が施行される前は、消費者が製造物によって被害を受けた場合、不法行為による損害賠償を民法709条に基づいて請求してきたこと、並びに事業者の行為と消費者の損害の間の因果関係を被害者である消費者が立証しなければならず、それは並大抵のことではないということも説明した。次に、パワーポイントを使って本時で取り扱う実物であるカプセルの映像を使い、生徒たちにこのカプセルが、どのような問題を引き起こしたのか興味・関心を持たせることにした。
- ② 生徒には、授業のワークシート(図1)、製造物責任法¹²⁾の内容に関するもの(図2)、カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件の概要を示した資料(図3)と、事案の概要をつかみ自ら判断していく上で必要な、法的な考え方をあらわした資料(実際は図2の裏に表記。下の③cを参照)を配布した。資料やパワーポイント、具体物を使い、小集団学習、教師・生徒間の双方向型の学習を展開した。



図1 生徒のワークシート

③授業全体の構成は、以下の通りである。

- a 事案の概要をつかむ(資料とパワーポイント)。
- b 本事案に適用される製造物責任法の内容をつかむ。
- c 法的な考え方を共通理解させる。
- d 本事案の概要をワークシート(図1参照)の記述内容及び資料からつかみ、原告の主張と被告

- (企業側)の主張を比較考量し、bの視点を考慮に入れて、理由とともに自らの主張を考える。
- e 自らの主張を学習班(小集団学習)で交流し、他者の考えにもふれながら、更に自らの考えを吟味させる。(班で交流したことは、ホワイトボードに記述させ、黒板に掲示し、全員で学習内容を把握できるようにした。図4を参照)
- f 班での意見交流を全体で共有し、教師による補足説明を加えてから、再度自分の考えをまとめさせる。
- g 本時の学習内容をまとめさせる。

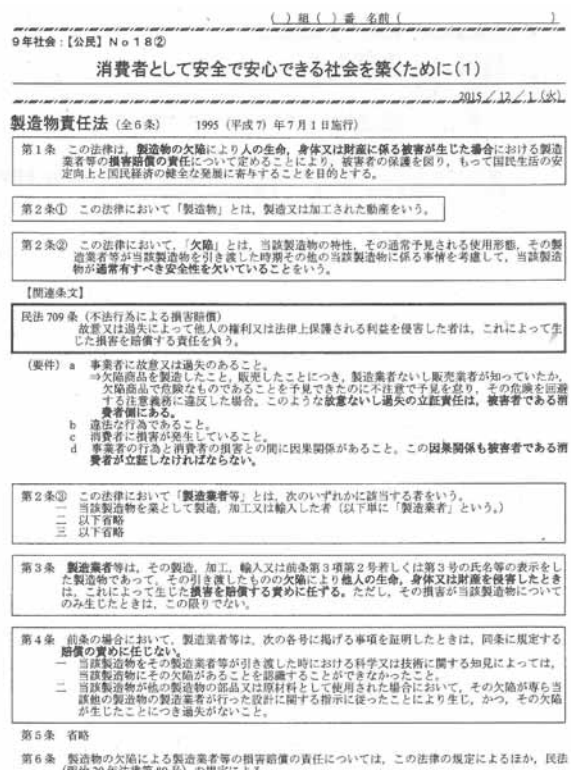


図2 製造物責任法に関する資料

③の内容に関して、事案の概要は以下の通りである。

【a 事案の概要】

平成14年8月9日、長男(当時6歳11ヶ月)と母親は赤ちゃん本舗鹿兒島へ行き、そこに設置されていたバンプレスト製造のゲーム機「プチボンコレクション」より景品として取得したカプセル玩具を自宅へ持ち帰った。8月10日夜、家で長男、長女、次男がカプセルをボール代わりにして遊び、次男(2歳10ヶ月)がカプセルを手を持って走り回っていたところ、カプセルを口に持っていった瞬間にカプセル全体が口の中に入ってしまった。それを見ていた母親は、口からカプセルを取り出そうとしたが、手

の入る隙間もなく取り出すことができなかつたため…、[ここまでがワークシートの記述内容で、この続きは、別紙資料(図3)を配付して確認させた。なお別紙の内容は、(1)本件事故当日の概要の続き、(2)原告の損害賠償請求額、(3)被告に関する資料からなる。

また、法的な考え方として、生徒に共通認識を持たせたい内容は、該当する法律名に加え、「事実の確認」の仕方、つまり「製造物に欠陥はあったのか、なかったのか。」(製造物責任法第2条第2項に欠陥の定義「…当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と規定されている。)の判断の仕方についてである。特に注目させたいのが、分析の視点となる次の「製造物責任の要件事実とその証明責任」の内容である。中学生にできるだけ分かりやすく説明することを心がけた。また、特に注目させたい所が下記の★の箇所である。ただし「欠陥」と「損害」の因果関係については、自らの主張を考える際に、意識させることに努めるに留まった。

9年社会(公民)資料②

名前

(1) 本件事故当日の概要のつづき

…午後9時50分ごろ119番通報をした。その間に次男は意識を失ってしまった。午後9時55分ごろ救急車が到着した。救急隊員がカプセルを取り出そうとしたが、それでも取り出せず、午後10時13分ごろそのまま病院に搬送した。

【病院での措置】

病院で診察したところ、カプセルは舌の奥の咽喉頭部に詰まっており、単に口内をのぞいただけでは見えなかった。そこでコップヘル(かき状の医療器具)を用いて指の届くところまで引っ張り出し、ようやくカプセルを指で取り出した。

その後直ちに気管内挿管や心臓マッサージ等の緊急措置が行われ、午後10時25分ごろ次男の心拍再開した。しかし、約30分間の低酸素状態にあったため低体温症療法等の高度生命管理が必要と判断されたため、心拍再開後すぐに救急車で市立病院へ搬送された。

市立病院では低酸素状態と診断され、平成14年8月10日から8月28日までICUで集中管理治療が行われ、その後小児科病棟でリハビリテーションと療養実習が行われ平成14年10月25日退院した。

入院中に重児痙攣より身体障害者1級(事故により両上肢の機能全廃及び両下肢の機能全廃並びに体の機能障害【排泄不能】)の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けた。

市立病院退院後も、盲で母親の介護を受けながら鹿児島市の医療福祉センターに平成17年4月末まで通院していたが、低酸素症後遺症によるベッド上全介助(いわゆる寝たきり)状態で、喀痰排出困難による肺炎や呼吸困難の進行による呼吸不全などの恐れがあることから17年5月1日より同医療福祉センターに入院した。

(2) 原告の損害賠償請求額

総額	1億798万7837円
・付添看護費	39万9500円(8500円×47日)
・自宅付添看護費	851万円(10000円×851日)
・通院付添費	45万2100円(3300円×137日)
・入院診察費用	1万7600円(2200円×8ヶ月)
・入院雑費及び入所雑費	53万7000円(1500円×358日)
・入院慰謝料	527万8000円
・後遺障害慰謝料	2800万円
・逸失利益	4899万3637円(ライプニッツ方式)
・両親の慰謝料	600万円(300万×2)
・弁護士費用	980万円(本人分920万円、両親分30万円×2人)

(3) 被告に関する資料

バンプレストは、資本金1億円、従業員180人(2013年9月末)の玩具、遊具機器、景品等の企画、開発、販売をする株式会社である。

バンプレストが製造したカプセル入り玩具は、プラスチック製の球状のカプセル内に玩具と説明書兼注意書が封入されたものである。カプセル玩具は、スーパーの店舗等に設置された専用のゲーム機に収容され、ゲーム機に硬貨を入れて簡単なゲームをすると、景品としてカプセル玩具が取り出し口に1～3個出てくる。

図3 カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件の概要

【c 法的な考え方】
製造物責任の要件事実とその証明責任
○ 責任を負うべき「製造業者」か。★
○ 損害を引き起こした物が「製造物」か。★
○ 「欠陥」の存在

- ・設計上の欠陥(製品の設計自体が安全性を欠いている場合)★
- ・警告表示の欠陥(製品とともに提供すべき適切な指示・警告を欠いている場合)★
- ・販売方法の不適切性

○ 「損害」の発生及びその額
○ 「欠陥」と「損害」の因果関係★
⇒原告は、原則として、個々の具体的な欠陥を主張・証明して、製造物が通常備えるべき安全性を欠如していたことを明らかにしなければならない¹³⁾。

④ 次に本事案の具体的な内容を説明する。本事案は、前時同様民事裁判であり、原告の主張と被告の主張は対立している。ここでは、生徒に配布したワークシートに載せた原告・被告の主張を記載する。生徒はこのワークシートの記載内容並びに図3の事案の概要に関する資料を授業内で読んで、自らの主張の判断材料にすることになる。前時に引き続き大量の資料であったが、多くの生徒が積極的に本事案の問題把握に取り組むことができた。

【原告の主張】

① 設計上の欠陥

財団法人母子衛生研究会発行の「不慮の事故と救命手当て～乳幼児の事故予防・救命手当てマニュアル～」によれば、3歳児の口腔の最大開口量に相当する直径39mm以下の物は、子どもの口の中に入るので誤飲や窒息の恐れがあるとしており、本件カプセルは表面上滑らかな直径40mmの球状で上記マニュアルと1mmしか違いがなく、子どもの個体差を考慮すると2歳10か月の子どもに容易に入るサイズであった。またカプセルを玩具として幼児が手に取って遊ぶという通常予見される使用形態を考慮すると、サイズ自体が通常要すべき安全性を欠いている。

② 表示上の欠陥

バンプレストはカプセルの中に窒息、誤飲に対する危険がある旨表示した説明書が入っているというが、カプセル玩具は親が介在せずに購入することが十分考えられ、カプセルの外部でなくカプセル内に、しかも子どもには読めない漢字をもって注意喚起しても意味をなさない。また本件で問題とされているのは、カプセルの中身ではなく、カプセルそのものによる誤飲や窒息の危険性であり、カプセルを開けて中を見なければ分からない注意書きは表示上の欠陥にあたる。

③ 損害賠償請求額

【被告の主張】

① 設計上の欠陥

本件カプセルは玩具の包装容器で、カプセルを開けて中の玩具で遊ぶことが予定されているのであり、カプセルで遊ぶことは想定されていない。日本玩具協会作成の基準（ST基準）では3歳未満の幼児の玩具は直径31.8mm以上とされており、アメリカ材料試験協会作成の玩具の安全性に関する消費者安全規格も36ヶ月未満の子ども用玩具は31.7mm以上、国際標準化機構（ISO）や欧州標準化委員会も同様の基準であり、直径40mmの本件カプセルはいずれの基準も満たしており欠陥はない。

② 表示上の欠陥

説明書兼注意書をカプセル内に入れており、窒息の危険があるので口の中に絶対入れないこと及び3歳未満の子どもの誤飲の危険を表示しており、表示上の欠陥はない。

③ 本件カプセルを引き渡した時点における科学または技術に関する知見によっては、欠陥を認識できなかった。（製造物責任法第4条1項の開発危険の抗弁も主張。）

⑤ 生徒はまず、自分の考えをワークシート（図1）に記述し、その後、班の中で意見交流を行い、班で出た意見と生徒の判断結果をホワイトボードに記入して、黒板掲示した（図4参照）。生徒の判断結果は以下の通りである。



図4 授業時の板書



図5 話し合う生徒

【生徒の判断した結果】（該当生徒数は、74名）

全6条からなる製造物責任法に基づき、原告・被告のどちらの主張を認めるのか、を考えていった。まず第一に、第1条の製造物責任法の目的を確認した。続いて生徒は、責任を負うべき可能性がある製造業者が、カプセル玩具のメーカーであるバンプレスト社であり（第2条③）、損害を引き起こした可能性がある物が、「玩具の包装容器であるカプセル」であるということ（第2条①）を確認した。第二に、製造物責任法第3条の「欠陥」の存在の検証に入った。ポイントとなるものは次の、A設計上の欠陥（の有無）、B警告表示の欠陥（の有無）である。前時の授業で触れた販売方法の不適切性（の有無）については、本時の事案の特性上取り扱わなかった。生徒が、自分の結論につながる理由として取り上げた割合は、原告・被告側合わせて、Aが89%、Bが85%でA、B両方を取り上げた生徒の割合が76%であった。続いて、生徒の結論であるが、被告側の主張を採用した生徒が55名、原告側の主張を採用した生徒が19名であった。全ての生徒が理由を記述していた。それぞれの生徒の主張内容は、以下の通りである。

（生徒の記述）

【被告側の主張を採用】

- ・カプセルの大きさの基準にも合っており、誤飲や窒息の危険性も低い。子どもが一人で買う場合、4、5歳から可能だし、お金は親が渡すから、このような事故を親は止められたと思う。警告表示もあったので被告側が損害賠償する必要はない。
- ・今回はカプセルの中に入っている玩具ではなく、カプセルが問題であって、カプセルは遊ぶものではないし、標準の大きさなので欠陥はない。それに中に表示がありそれを注意して読まずに子どもをカプセルで遊ばせた親がいけない。
- ・分かりにくいとはいえども、カプセル内に説明と表示はしてあった。ST基準も満たしている。子どもはカプセルで遊ぶという、用途とは違うことをしている。だから原告側に問題があると考えられる。
- ・カプセルは基準を満たしており設計上の欠陥はない。カプセル内の注意書きは漢字が使用されており、本来は保護者が読むべきである。遊んでいる時の管理も足りないから。
- ・カプセルのサイズについては、資料がそれぞれ違って統一されていないので単純には比較できない。表示については、誤飲の危険性については示してあったということで、子どもに読みにくいのなら、親が

近くについておいてカプセルで遊んでいたのなら注意すれば良かった。

【原告側の主張を採用】

- ・カプセルの基準は満たしているが、サイズとしては口に入る。注意書きも子どもには読めない漢字であり、カプセルを開けてみないと分からないから。
- ・カプセルの中に表示がされているが、外側にないと意味がない。さらに口の大きさも個人差があり、それが考慮されていない。
- ・親も完全に注意書きを読むことはできない。また基準と1mm違うだけなら、飲み込むことは容易に想像できるから。
- ・表示上の欠陥としてカプセル内のみ注意書きがあったが、親が見る可能性は低いと考えられ、また、子ども達がカプセルの危険性を理解できる可能性も乏しい。ここに企業側に予見性が甘い面があると考えられるから。
- ・誤飲を防ぐための注意書が入っているが、子ども一人でも買えて、注意書が読めなくては意味がない。また、カプセルの基準は満たしているが、2歳10ヶ月の子どもが飲み込んだのは、基準そのものに欠陥があったと言える。
- ・注意書きはあるものの、漢字で書かれている。また、カプセルを子どもがボール代わりにして遊ぶことも考えられることだから、被告側に賠償責任がある。

⑥ ⑤を受けて、出てきたクラスの意見を全員で確認し、教師からの補足説明の後、生徒たちは再度、自分の意見に立ち返り、最終的な結論を考えさせた。本事案においては、班交流を経て自分の考えが変わった生徒が12名（16%）いた。すべて被告側の主張から原告側の主張へ変更するものであった。変更するにあたって、影響を与えた理由として生徒が挙げた例として、「その理由は、注意書きをカプセルの中に入れていたとあるが、子どもはいちいち読まないし、そもそも漢字が読めない。また、カプセル本体に注意の表示がないため、子どもは危険性があるとは考えないから。子どもが遊ぶ玩具は、特に安全性が重視されるので、1mm程度なら誤差の範囲と考えられるから」という記述があった。変更の理由として表示上の欠陥を挙げる者が一番多かった。また、カプセルの大きさに着目し、例え被告側の主張する基準を満たしている、子どもには個人差があり、それだけで欠陥はないとは言えないという理由も見られた。特に被告側の主張を採用した生徒の中に、親の

監督が行き届いていないことを挙げた生徒が34名（46%）いた。これは前時で取り上げた事案（こんにやく入りゼリー姫路事件の判決では、原告の主張は認められなかった。）でも同様の傾向があった。この単元で、二つの事案を取り上げた理由は、似たような事案だが、結果が違う中で、生徒の判断をゆさぶり、比較考量しつつ事案の本質をつかませたいからである。この比較考量は、製造物責任法の役割や消費者主権の重要性を考えさせる上で、有効な手段であるとする。⑦ 生徒の授業内での活動が一段落した後、近くのスーパーマーケットにあるゲームセンターにある玩具入りカプセルの入っているゲーム機の実態を写真で紹介した。生徒も行ったことがあり、興味・関心を持つことができた。カプセルの取り出し口が下の方にあり、その近くに小さな字で注意書きが書かれていたが、かなり読みにくい状態であることを実感した。次に事案（民事裁判）の判決を全員で確認した。生徒の結論に至る過程と、実際の裁判の結果を比較することで、自らの判断とその判断理由を振り返ることができた。また、実際の裁判において法的判断がどのような理由で下されるのかを知ることでもできる。生徒も前時の判決と比較しつつ、本時の判決には大変興味を示していた。判決の概要は以下の通りである。

①本件カプセルは通常の玩具の包装とは異なり耐用性があり、3歳未満の幼児でも転がして遊ぶといった単純な遊びにより容易に玩具に転用できる。3歳未満の幼児がカプセルとして使用することは、通常予見される使用形態であると認められる。

②各調査によると、3歳前後の男児の最大開口量の平均値は36mm～39mm、3歳未満の幼児でも40mmを越えることは珍しくない。本件カプセルの設計は、乳幼児の口腔内に入ってしまった場合、口腔からの除去や気道確保が非常に困難な形状であった。

③本件カプセルのように幼児が手にする物は、口腔から取り出しやすくするために、角形ないし多角形とし、表面が滑らかでなく、緊急の場合に指や医療器具に掛かりやすい粗い表面とする、また気道確保のために十分な径を有する通気口を複数開けておく等の設計が必要であった。

④従って本件カプセルは3歳未満の幼児が玩具として使用することが通常予見される使用形態であるにもかかわらず、3歳未満の幼児の口腔内に入る危険、

さらに一度口腔内に入ると除去や気道確保が困難になり、窒息を引き起こす危険を有しており、表示上の欠陥を判断するまでもなく、設計上通常有すべき安全性を欠いており欠陥がある。

⑤ 自宅内での幼児の窒息事故を防止する注意義務は一次的には両親にある。両親は子供がカプセルで遊んでいるのを漫然と放置し、十分な管理、監督の注意義務を果たしたとはいえず、バンプレストは損害額の3割を負担するのが相当として以下を命じた。次男に対して 損害額 2296万3328円、弁護士費用 30万円

両親に対して 損害額各 45万円、弁護士費用各 5万円

*鹿児島地裁平成20年5月20日判決（平成18年（ワ）第22号：損害賠償請求事件）（判時2015号116頁）参照。

⑧ 続いて、前時の事案（結果的に、製造物責任法において、製造物の欠陥による消費者（原告）の救済に至らなかった事例）と本時の事案をもとに、大きく判決が異なっている現実を踏まえながら、法律はどこまでなら消費者を守ってくれるのか、法律は問題解決に向けてどのようなアプローチをするのか、など当該法の成立目的も踏まえて生徒に考える機会を与えることができた。その際、生徒に考えさせた視点は、「今までの裁判の結果から、消費者として、安全・安心な社会を築くために、どのような行動をとるべきだと考えますか。」「今までの裁判の結果から、製造業者（企業）は、消費者との間で問題が生じないようにするため、どのようなことをすると考えますか。」、そして授業のまとめとして、「売買契約に基づいて購入した製品が欠陥品だった場合、あなた（家族を含む）は被害を受ける可能性があります。消費者として安全・安心な社会を築くためにどのような行動をとるべきか、被害が起こる前と後にわけて理由とともに記述しなさい。」の3つである。（尚、紙面の関係上、上記3つの内容に関する生徒の記述等は省略する。）

⑨ 最後に、最近危険が指摘されるようになった製品の例として、ボタン電池を取り上げて説明した¹⁴⁾。

4. 成果と課題

社会科の授業を通して知識・理解を深めていくためには、その事象に対して、興味・関心を持たせる工夫が必要であり、事象の因果関係の理解にも努める必要がある。生徒は、身近な商品である玩具入りカプセルが事案の製造物であ

り、興味・関心を持って授業に取り組むことができた。そして、事案の概要から問題点を把握し、原告と被告の主張を比較検討する中で、因果関係にも着目しながら自らの主張を、他者の考えも考慮しながら考えることができた。その際に、社会の様々な事象に対して疑問を抱き、問題解決的な思考プロセスによって社会を捉えていく力が必要となる。既存の知識を使い、考え、判断しながら、目の前の事象を分析的に捉え、自分の考えをつくるのである。本実践においても、あらかじめ事象を分析するための法的な考え方を示し、事案を検討した。今回の事案であれば、権利侵害の有無ならびに消費者の権利はいかにして守られるのかについて、事実を分析的に検討することで、意思決定を行うことは、法的な思考力を育てるために有効であると考える。次に、小中一貫型社会科学習の開発・実践を系統立てて行うにあたり、法教育の目的に鑑みながら、その第一歩を踏み出すことができたことも意義あることだと考える。

課題としては、製造物責任法を中心に授業で取り扱ったが、法の内容をすべて扱ったわけではない。例えば、重要な視点を含む製造業者の免責事由を規定する開発危険の抗弁については、資料には載せていたが触れることができなかった。また、本事案は、製造物責任法により、安全基準を満たしていても欠陥があると認められた事例で、カプセルが3歳未満の幼児の玩具としても使用される実態や、その形状について詳細に認定した上で、窒息の危険性を判断した点は高く評価できるものである。しかしながら、幼児の窒息事故を防止する注意義務が一次的には幼児の両親にあるとして、7割もの過失相殺をした点については授業での追究が十分ではなかった。前時、本時ともに生徒の多くは、保護者の監督責任を問題視した。そもそも製造物責任法が製造業者等の責任要件を過失から製品の欠陥に転換した趣旨に照らせば、製品の危険性・危険回避可能性についての知識・情報において対等の関係ではないにも関わらず、被害者側の危険回避義務を過大に評価していいものなのか考えさせる必要があった¹⁵⁾。また、生徒が法的な判断を下す場合、感性も重要な要素となる。感性は、社会認識同様、生徒の主観に基づくものである。生徒たちは、これからのグローバル社会の中でも様々な選択が求められるが、感性は、賛否や是非を判断する際の重要な判断

基準となる。社会科の授業の中で、公正な立場で生徒の感性を磨いていかなければならない¹⁶⁾。引き続き課題を克服しつつ、リーガルリテラシーを有する社会の形成者を育成していくための小中一貫型社会科学習の開発並びに授業実践を更に進め、より効果的な連携ができるようにしていきたい。

(註および引用文献)

1) 関東弁護士会連合会「これからの法教育」, 現代人文社, 2011, pp. 37-38

2) 法教育の目的を達成するために、学校教育課程全体を通じて重視すべきこととして、連続性及び累積性が挙げられる。つまり、学校教育全体において一貫した法教育を行うため、前の学年においてなされた教育内容を踏まえてそれを生かし、次の学年に適切につなぐ視点が求められる。詳しくは前掲書1) pp. 46-50を参照。

3) 前掲書1) pp. 45を参照。

4) 学校教育の現場では十分な授業時間を確保できず、効果的な取り組みがなされていない。消費者教育推進法(平成24年法律第61号)の立法趣旨を鑑み、教育実践の中身と方法を充実させていかなければならない。まずは、教育関係者が何をどう教えるべきか互いに意見を交わすことから始めることである。詳しくは、河上正二「消費者教育推進法の成立」, ジュリスト1446号, 有斐閣, 2012, pp. 66-67を参照。

5) 例えば小学校高学年については、身近で具体的な題材を用いて、より深く考察し、意見発表、議論等を行わせるべきである。その際には、題材の内容、考察や意見の内容と、「正義」「公正」「公平」といった概念と関連づけて考え、具体的に理解できるようになることが望ましい。また、中学生については、題材については、実際の社会で問題となりうる事件やトラブル、問題を扱い、模擬裁判、実際の法的制度、法的過程に沿った方法での検討・解決について体験させることが妥当と思われる。その際、法的価値や法的概念についても自分なりに理解し、こうした法的制度、法的過程を模した授業の中で実際に活用し、生徒自身の思考、意見、議論に生かせるようになることが望ましい、という提案がある。詳しくは前掲書1) pp. 46-50を参照。

6) 消費者庁「食品表示法の概要」

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf)を参照。

7) Fairtrade Label Japan「国際フェアトレード基準」

(http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/000015.html), 長坂寿久「日本のフェアトレード」, 明石書店, 2008, pp. 15-127などを参照。

8) 東京大学法科大学院・出張教室「ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業」, 商事法務, 2008, pp. 6を参照。

9) 消費生活における「安全」とは何かについては、明確な法的定義はなく、取引関連も含めて広くとらえる場合もある。一般的には「消費安全性」(消費者安全法第2条4項)のように消費者の生命・身体に関わる安全性をいうものとする。詳しくは、中田邦博 鹿野菜穂子「基本講義消費者法」, 日本評論社, 2015, pp. 240-241を参照。

10) 柳生大輔「消費者の権利に関する授業開発—製造物責任法を中心として—」, 広島大学附属三原学校園研究紀要第6集, 2016, pp. 187-194。

11) 本事例は、鹿児島地裁平成20年5月20日判決(平成18年(ワ)第22号:損害賠償請求事件(判時2015号116頁))である。資料等を作成するにあたっては、角田美穂子「カプセル入り玩具のカプセルの幼児による誤飲」, 別冊ジュリスト200号, 有斐閣, 2010, pp. 198-199と島田公一「危機・リスク事例に学ぶ中小企業のリスクマネジメント第8回資料」, セフティマネジメント協会, 2013, pp. 1-5を参照した。

12) 製造物責任法は1994年に制定され、1995年7月から施行された。この法律は、製品の欠陥により消費者が生命、身体、財産上の被害を被った場合に、事業者に対して賠償責任を負わすことを目的とした特別の法律である。また、当該法は一般的不法行為責任の特則として規定されたわけだが、それは、責任原理を民法上の「製造業者等の過失」から「製造物の欠陥」に変更したことにある。詳しくは、伊藤進 村千鶴子 高橋岩和 鈴木深雪「テキストブック消費者法〔第4版〕」, 日本評論社, 2013, pp. 267-273を参照。

13) 製造物責任に関する議論では、欠陥を、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥の三つに類型化するのが一般的である。ただ、この分類は製造物責任法の規定では採用されていない。詳しくは山本周平「民事判例研究」, 北大法学論集第65巻第2号, 2014, pp. 279-280を参照。しかしながら、生徒に事案内容を考えさせる視点として法的な考え方を示す必要性があり、また前掲書11)の島田の資料も上記類型化に従って書かれていることから、あらかじめ生徒に製造物責任の要件事実とその証明責任のとらえ方として、これら三つの類型化を活用することにした。詳しくは、春日偉知郎「証明責任」, ジュリスト1051号, 有斐閣, 1994, pp. 29-36を参照。

14) 授業では、ボタン電池の誤飲する事例が相次いで起こっているという新聞記事を取り上げた。平成27年11月7日付読売新聞。

15) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「実践PL法〔第2版〕」, 有斐閣, 2015, pp. 216を参照。

16) 佐藤淳「自分で答えをつくる力と合意形成を図る力を育てる」, 社会科教育682号, 明治図書, 2016, pp. 99-101を参照。